

基準点(保護者の状況等)			基準指数
①就労 (月64時間以上就労することを常態とする)	被雇用 自営業 農業 ※就労時間には休憩時間を含む。	就労時間が1月あたり170時間以上(1週間42.5時間以上)	13
		就労時間が1月あたり160時間以上(1週間40時間以上)	12
		就労時間が1月あたり150時間以上(1週間37.5時間以上)	11
		就労時間が1月あたり140時間以上(1週間35時間以上)	10
		就労時間が1月あたり130時間以上(1週間32.5時間以上)	9
		就労時間が1月あたり120時間以上(1週間30時間以上)	8
		就労時間が1月あたり100時間以上(1週間25時間以上)	7
		就労時間が1月あたり80時間以上(1週間20時間以上)	6
		就労時間が1月あたり64時間以上(1週間16時間以上)	5
	内職	就労時間が1月あたり140時間以上(1週間30時間以上)	6
		就労時間が1月あたり100時間以上(1週間20時間以上)	5
		就労時間が1月あたり64時間以上(1週間16時間以上)	4
②求職活動中	求職活動を継続的に行う		4
③産前産後	出産予定日の属する月の前2か月から産後3か月まで		9
④死亡、離婚(調停中含む)、行方不明・拘禁・(1年以上)交流なし等			12
⑤疾病 障害	入院	1か月以上	12
	通院	週3日以上	8
	自宅療養	医師より「保育不可」と診断書が出ている または同程度と判断できる者(寝たきりが常態となっている、感染症等)	12
		医師より「援助があれば保育可能」と診断書が出ている または同程度と判断できる者(日常生活に著しく支障があり、他者の介護が必要な場合)	10
		一般療養(運動、外出等が制限されているが、身の回りのことは自分でできる場合)	7
		上記以外	4
	障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度と判断できる者	12
		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度と判断できる者	10
		上記以外	6
⑥介護・看護	入院・通院、 施設通所の 付添い	入院 1か月以上	10
		通院 週3日以上	5
	自宅介護 看護	重度の介護、看護を要する場合(要介護4以上、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度と判断できる者)	12
		中度の介護、看護を要する場合(要介護3、身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度と判断できる者)	10
		軽度の介護、看護を要する場合(要介護2又は同程度と判断できる者)	8
		上記以外(要介護1以下又は同程度と判断できる者)	6
	別宅介護 看護	重度の介護、看護を要する場合(要介護4以上、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度と判断できる者)	9
		中度の介護、看護を要する場合(要介護3、身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度と判断できる者)	7
		軽度の介護、看護を要する場合(要介護2又は同程度と判断できる者)	5
		上記以外(要介護1以下又は同程度と判断できる者)	3
⑦学校、職業 訓練学校等 への通学(オンライン学習含む) ※就学証明書の提出ができない場合は受講期間やカリキュラム等の確認ができる書類の提出が必須	就学時間が1週間あたり40時間以上		12
	就学時間が1週間あたり35時間以上		10
	就学時間が1週間あたり30時間以上		8
	就学時間が1週間あたり25時間以上		7
	就学時間が1週間あたり16時間以上		5
⑧災害等(火災等による家屋の損失、その他災害復旧の場合)			12

世帯状況等の調整項目(基準点に加点・減点を行う項目)		基準指数
生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)		+5
主たる生計維持者である保護者が、(離職後6か月以内で)倒産・リストラ等の理由により日々求職活動をしている世帯		+4
ひとり親世帯(母子世帯、父子世帯又はそれに類する場合)		+5
多子世帯(18歳未満の子どもが3人以上いる)		+1
きょうだい2人以上の新規*1同時申込(ただし同一園への転園希望及び認定変更希望*2を除く。多胎児または3歳未満児が複数人いる世帯はさらに1点加点)		+1~2
きょうだいが現に別々の保育所等を利用している場合で、きょうだいと同じ保育施設等への転園を希望する場合		+1
すでに保育所等*3に きょうだいが 入所している世帯 (ただし認定変更希望*2 を除く)	保護者の基準点がともに10点以上の場合	+6×児童数
	保護者のいずれか低い方の基準点が7~9点の場合	+3×児童数
	保護者のいずれか低い方の基準点が5~6点の場合	+2×児童数
	保護者のいずれか低い方の基準点が4点以下の場合	+1×児童数
保護者が保育士等の場合 *4	保育士等である保護者の基準点が10点以上の場合	+5
	保育士等である保護者の基準点が9点以下の場合	+3
父または母が単身赴任している世帯		+1
地域型保育事業所を 卒園予定の2歳児	保護者の基準点がともに10点以上の場合	+7
	保護者のいずれか低い方の基準点が7~9点の場合	+4
	保護者のいずれか低い方の基準点が5~6点の場合	+3
	保護者のいずれか低い方の基準点が4点以下の場合	+2
通勤に時間を要する場合		※
保護者が週1日以上通院している場合(通院付添い含む・要証明書*5・基準点が10点以下のみ)		+1
保護者の就労につき、「内定」の状態である場合		-1×人数
「育児休業の延長も許容できる。」にチェックがある場合		-30
保育料を滞納している世帯		-10
7月以降に入所を希望している世帯		※
同居している65歳未満の祖父母等が①~⑧に当てはまらない場合		※
入所園決定後、本人都合によりキャンセルをした場合(二次審査以降)		※
児童福祉等の観点(虐待、養育放棄、障害、里親等)から特に調整が必要とされた場合		※

「※」は、児童、世帯及び園の状況に応じて個別に判断します。

*1：地域型保育事業所を卒園予定の2歳児と新規申込児童の同時申込も含みます。

*2：現在在籍している園での認定変更(1号→2号)のことを指します。

*3：保育所等とは、地域型保育事業所、認可保育所、認定こども園、ガゼルの森支援部を指します。

*4：保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、(保育施設等の)事務職員や調理員、放課後児童クラブ指導員等として就労している場合を指します。

*5：証明書とは、週一日以上通院していることが確認できる医師の意見書または直近1か月間の領収書を指します。